

少年

第447号(1) 令和5年6月(水無月)発行



山梨県警察本部
生活安全部 少年・女性安全対策課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 北原宏明

信は力なり

6月に入ると北海道を除く日本各地は梅雨の季節を迎え、はっきりとしないぐずついた空模様が続く。また、21日には「夏至」を迎える。夏至とは、一年で最も昼の時間が長く、太陽の南中高度が最も高い日である。よって、この季節は昼の時間が長いので、私たちのさまざまな活動を活発に行うことができる。6月から7月にかけては部活動の集大成となる大きな大会が開催されるため、部活動に所属している中高生は日々練習を活発に行っていることだろう。大会で納得のいく結果を目指して頑張してほしい。

納得のいく結果を出すためには、やはり「しっかりとした準備」が必要であろう。もちろん、勝負の世界においては、「しっかりとした準備」をしたとしても結果が伴わないこともあるが、今年の3月に行われたWBC（ワールド・ベースボール・クラシック）の侍ジャパンの優勝や第95回選抜高校野球大会（春の甲子園）の山梨学院の優勝は、「しっかりとした準備」が実を結んだ好例であろう。これらの大会を通して、私たちはたくさんの感動と勇気をもたらした。県勢初の決勝進出を果たし優勝した山梨学院のナインには心から拍手を送りたい。



では、納得のいく結果を出すための準備とは、具体的に何を準備すればいいのだろうか。準備すべきことはさまざまあると思うが、その1つは、やはり「技術的な準備」は欠かせないであろう。そして、もう1つ、忘れてはならないのは「最後の最後まで諦めないで自分を信じてやり切る」「仲間を信じる（指導者は選手を信じる）」「対戦相手に敬意を払う」といった『気持ちの準備』ではないだろうか。WBCで不調が続いて苦しんでいた村上選手に対して、栗山監督が信頼していることを伝え続け、それに対して村上選手は準決勝のメキシコ戦の9回の裏、5対6で負けている場面で腹をくくって打席に立ち、逆転サヨナラ打を放った場面は、栗山監督も村上選手も「気持ちの準備」ができていたからこそその結果ではないだろうか。

京都府立伏見工業高等学校（現京都工学院）ラグビー部監督だった山口良治さん（テレビドラマ等のモデルにもなった）の代名詞とも言えることばに「信は力なり」がある。「信じる」という気持ちは目には見えないが、仲間や自分自身を大きく変えたり、奮い立たせる不思議な力をもっている。これから大会を迎える皆さん、今まで共に打ち込んできた仲間や自分自身を信じて最後まで諦めずに戦ってほしい。信じることは必ずチームや自分の力になるはずだ。



箱根の関所

以前、業務の参考になったらと物語の書かれた印刷物を上司からいただいた。その物語のタイトルは「箱根の関所」という。あらすじはこつた。

東海道の小田原宿（神奈川県）から三島宿（静岡県）に至る箱根の山中に芦ノ湖があり、その湖畔に箱根の関所がある。数ある関所の中でも、箱根の関所はその出入りが厳重を極めていた。その箱根の関所に夕暮れがせまり、役人が大きな門の戸を閉めかけたとき、小田原宿の方からひとりの娘が近づいてきて、役人に関所を通してほしいとお願いをした。



しかし、その娘は手形（通行許可書）をもっていなかった。娘は母親の急病を聞いて驚き、あわてて母親のいる三島宿へ小田原宿から向かう途中だったため、手形が準備できなかったという。役人は娘の話について理解を示したが、必死になって何度も何度も通してもらるように懇願する娘に対して「気の毒だとは思いますが、規則は規則、曲げるわけにはいかない」と、もと来た道に戻るように命じたのだった。

力なく、もと来た道を通す小田原宿に娘が歩き始めたそのときだった。「こら、娘。そっちじゃない。もと来た道に戻るのだ。もと来た道を。」と、貴様があっちからきたのじゃないか。もと来た道に戻るんだ。わからぬ奴だ。」と、役人は三島宿の方を指さしながら大きな声で怒鳴ったのだ。娘は踵を返して涙ながらに三島宿への下り道を転がるように駆け出していった。娘の後ろ姿を見送りながら役人は、とんでもない間違いをしたような、それでいて何とも言いようのない良いことをしたような複雑な気持ちになったのだった。

皆さんはこの物語のあらすじを読んで、何を思われたでしょうか？もし、自分が役人の立場だったらどういった判断をしたでしょうか？法令を遵守することは当然のことであり、それに違反すれば罰せられたり、許可してもらえなかったりしても文句は言えない。この物語の中で、役人が手形をもっていない娘に通行の許可を出さないという判断を下したとしても何らおかしいことではない。

でも、少し立ち止まって考えてほしい。私たち人間は機械とは異なり、感情をもっている。「きまり」だからという理由だけで問答無用に他人からの申し出を断ることは「人として」どうだろうか。最終的に導き出す結論はどうであれ、少なくとも申し出た相手の気持ちになって考えてあげることは大切ではないだろうか。また「きまり」は当然遵守すべきであるが、「人として」寛大な心を持ち、時には相手を許してあげたり、目をつぶってあげたりすることは大切なことではないだろうか。「人として」大切なことについて深く考える機会を与えてくれた上司には感謝したい。

発行番号は昭和61年初号からの通算番号です。

https://www.pref.yamanashi.jp/police/p_syonen/shonenkoho.html

薬物乱用防止広報強化期間

令和5年6月1日(木)～7月31日(月)

ダメ、ゼッタイ!



薬物の乱用とは、医療目的以外に医薬品を使用すること、又は医療目的ではない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用されるおそれのある薬物として、覚せい剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、トルエン等があります。これらの取扱いについては、法令により禁止又は制限されています。

薬物乱用は犯罪?

薬物を所持・使用することは法律で厳しく禁止されています。
持っているだけでも 一度使っただけでも もらっても あげたり、売ったりしてもダメ。

【覚醒剤取締法】

覚醒剤及び原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して取締りを行うことを目的とする法律。10年以下の懲役。

【麻薬及び向精神薬取締法】

ヘロイン、コカイン、LSD、MDMAなどの所持・譲渡・譲受・使用などを取り締まる法律。7年以下の懲役。

【大麻取締法】

大麻の所持・譲渡・譲受などを取り締まる法律。5年以下の懲役、営利目的で栽培・輸入等した場合10年以下の懲役。

【毒物及び劇物取締法】

トルエンなどの摂取、又は吸入の目的での所持などを取り締まる法律。2年以下の懲役。

大麻の危険性・有害性

近年、インターネット等において大麻の有害性を否定する情報が流され、大麻に対する警戒心の低下が懸念されています。大麻の有害成分は、不安やパニック等に加え、精神疾患を発症させるリスクを上昇させ、青少年期の乱用は、特に記憶力の低下等の影響を与えやすいとされているほか、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となっていることもうかがわれます。

大麻の乱用による社会や人体への悪影響と危険性を正しく認識することが必要です。

薬物使用に誘われたら! どうする…?

A. 友達に誘われたら

誘われてもきっぱり断る勇気を持ちましょう。

そういうの興味ない!

B. 断りにくい先輩に誘われたら

適当な理由を付けてその場から離れましょう。

急用が入って

C. 公園で知人に

すぐに場を離れ、公園やその人には近づかないように。

いや! 遠慮します

D. ネットで知り合った人に

危ない勧誘をしてくる人とは連絡を断ちましょう。

既読無視

薬物の規制を繰り返すだけでは、本質的な薬物のまん延を防ぐことはできません。薬物に手を出さないための教育、知識の付与、真の理解へと導く大人の努力が求められています。「ダメ、ゼッタイ」を合い言葉に、子どもたちに“断る勇気”を持たせましょう。

自転車の交通ルールを守ろう!

今年の4月に道路交通法が改正され、ヘルメットの着用がすべての自転車利用者に対して努力義務となりました。また同法施行令には自転車の危険行為として15項目が設定されています。自転車の交通ルール違反についても罰則があり、違反をすると安全講習の受講が同法で義務づけられます。

違反切符の対象となる「危険運転項目」は次の15項目です。(対象は、14歳以上の全ての運転者)

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等



- ⑧ 交差点優先車妨害等
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置不良自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反
- ⑮ 妨害運転